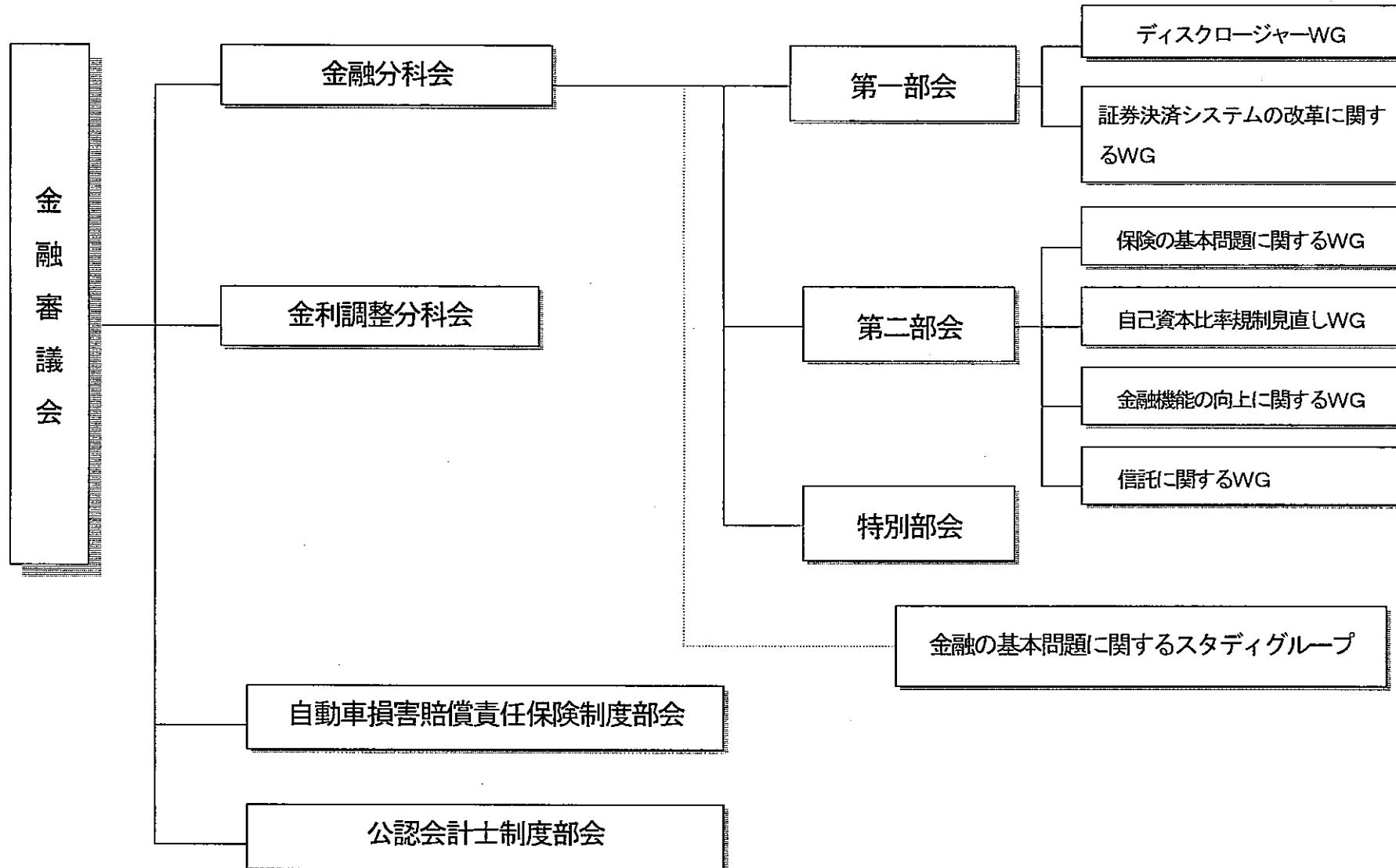


金融審議会の構成



金融審議会委員等名簿

平成14年6月現在

会長	貝塚 啓明	中央大学法学部教授
会長代理	片田 哲也	(株)小松製作所取締役相談役
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学法学部教授
	江頭憲治郎	東京大学法学部教授
太田 宏		読売新聞社編集局次長
岡部 直明		日本経済新聞社論説副主幹
加古 宜士		早稲田大学商学部教授
神田 秀樹		東京大学法学部教授
倉沢 康一郎		武藏工業大学環境情報学部教授
斎藤 静樹		東京大学経済学部教授
首藤 恵		中央大学経済学部教授
関哲夫		新日本製鉄㈱代表取締役副社長
高橋 伸子		生活経済ジャーナリスト
田中直毅		21世紀政策研究所理事長
成川秀明		日本労働組合総連合会総合政策局長
浜矩子		三菱総合研究所主席研究員
原早苗		埼玉大学経済学部非常勤講師
福井俊彦		富士通総研理事長
松原亘子		日本障害者雇用促進協会会長
山下友信		東京大学法学部教授
蟻山昌一		高岡短期大学長
脇田良一		明治学院大学長
〔計23名〕		
幹事	増渕 稔	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融分科会所属委員等名簿

平成 14 年 6 月現在

分科会長	蝶山昌一	高岡短期大学長
分科会長代理	田中直毅	21世紀政策研究所理事長
委 員	池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原紳作	東京大学法学部教授
	太田 宏	読売新聞社編集局次長
	岡部直明	日本経済新聞社論説副主幹
	片田哲也	株小松製作所取締役相談役
	神田秀樹	東京大学法学部教授
	倉沢康一郎	武蔵工業大学環境情報学部教授
	斎藤静樹	東京大学経済学部教授
	首藤 恵	中央大学経済学部教授
	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
	成川秀明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	浜 矩子	三菱総合研究所主席研究員
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	福井俊彦	富士通総研理事長
	山下友信	東京大学法学部教授
専門委員	井口武雄	三井住友海上火災保険株最高執行責任者、取締役会長・社長
	宇野郁夫	日本生命保険相互会社代表取締役社長
	奥本英一朗	日本証券業協会会長
	長野幸彦	朝日信用金庫会長
	山本惠朗	みずほフィナンシャルグループ特別顧問
〔計 22 名〕		
幹 事	増渕 稔	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融分科会第一部会所属委員等名簿

平成 14 年 6 月現在

部 会 長	神 田 秀 樹	東京大学法学部教授
部会長代理	太 田 宏	読売新聞社編集局次長
委 員	池 尾 和 人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩 原 紳 作	東京大学法学部教授
	斎 藤 静 樹	東京大学経済学部教授
	首 藤 恵	中央大学経済学部教授
	成 川 秀 明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	浜 矩 子	三菱総合研究所主席研究員
臨 時 委 員	東 英 治	大和総研常務執行役員
	上 柳 敏 郎	東京駿河台法律事務所・弁護士
	黒 沼 悅 郎	神戸大学法学部教授
	田 島 優 子	さわやか法律事務所・弁護士
	淵 田 康 之	野村総合研究所資本市場研究部長
専 門 委 員	壹 岐 浩 一	第一生命常務取締役
	古 賀 信 行	野村證券取締役副社長
	宮 川 和 雄	住友信託銀行常務執行役員
	高 橋 厚 男	日本証券業協会副会長
	鶴 島 琢 夫	(株)東京証券取引所顧問
	中 村 正 人	UFJ銀行常務執行役員
〔計 19 名〕		
幹 事	和 田 哲 郎	日本銀行企画室参事役

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会第二部会委員名簿

平成14年6月現在

部 会 長	福井 俊彦	(株)富士通総研理事長
部会長代理	岩原 紳作	東京大学法学部教授
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岡部 直明	(株)日本経済新聞社論説副主幹
	片田 哲也	(株)小松製作所取締役相談役
	神田 秀樹	東京大学法学部教授
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
	成川 秀明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	山下 友信	東京大学法学部教授
臨時委員	大塚 宗春	早稲田大学商学部教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所主席研究員
	島上 清明	(株)東芝代表取締役副社長
専門委員	上野 昭二	東京海上火災保険(株)取締役副社長
	宮川 和雄	住友信託銀行(株)常務執行役員
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長
	中村 正人	(株)UFJ銀行副常務執行役員
	松浦 徹	明治生命保険相互会社常務取締役
	森脇 邦剛	朝日信用金庫専務理事
	若林 勝三	日本証券業協会常務理事
[計21名]		
幹 事	和田 哲郎	日本銀行企画室参事役

(敬称略・五十音順)

金融分科会特別部会所属委員等名簿

平成 14 年 6 月現在

部 会 長	倉沢 康一郎	武藏工業大学環境情報学部教授
部会長代理	山 下 友 信	東京大学法学部教授
委 員	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
臨 時 委 員	今 松 英 悅	毎日新聞社論説委員
	岩 村 充	早稲田大学アジア太平洋研究センター教授
	上 柳 敏 郎	弁護士
	堀 部 政 男	中央大学法学部教授
	山 口 厚	東京大学法学部教授
専 門 委 員	岩 井 武 二	(社)全国貸金業協会連合会副会長
	大 須 敏 生	(財)金融情報システムセンター理事長
	白 井 淳 一	(社)しんきん保証基金常務理事
	菅 野 浩	日本証券業協会常務理事
	鶴 岡 坦	朝日生命保険相互会社常務取締役
	寺 東 一 郎	東京三菱銀行常務取締役
	西 川 茂 樹	安田火災海上保険株式会社取締役常務執行役員
	大 野 榮 治	(株)ジェーシービー常務取締役
	森 崎 公 夫	外国損害保険協会副会長・専務理事

〔計 18 名〕

(敬称略・五十音順)

金利調整分科会委員等名簿

平成14年6月現在

分科会長	貝塚 啓明	中央大学法学部教授
分科会長代理	江頭 憲治郎	東京大学法学部教授
委 員	池 尾 和 人	慶應義塾大学経済学部教授
	閑 哲 夫	新日本製鉄(株)代表取締役副社長
	成 川 秀 明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	松 原 亘 子	日本障害者雇用促進協会会长
専門委員	石 原 弘 久	農林中央金庫副理事長
	一 色 哲 明	(株)愛媛銀行頭取
	内 海 瞳 郎	三菱信託銀行(株)社長
	田 附 良 知	滋賀県信用組合理事長
	長 野 幸 彦	朝日信用金庫会長
	平 澤 貞 昭	(株)横浜銀行頭取
	山 本 恵 朗	みずほフィナンシャルグループ特別顧問
[計 14 名]		
幹 事	増 渕 稔	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

平成 14 年 6 月現在

金融の基本問題に関するスタディグループ名簿

アドバイザー

貝塚 啓明 中央大学法学部教授（金融審議会会長）
蝶山 昌一 高岡短期大学長（金融分科会長）

メンバー

座長	齋藤 誠	一橋大学経済学部教授
座長代理	柳川範之	東京大学経済学部助教授
	池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
	田杵政治	ニッセイ基礎研究所上席主任研究員
	岡崎哲二	東京大学経済学部教授
	翁百合	日本総合研究所主席研究員
	小田信之	日本銀行金融研究所研究第一課調査役
	神田秀樹	東京大学法学部教授
	藤田友敬	東京大学法学部助教授
	藤原賢哉	神戸大学経営学部助教授
	淵田康之	野村総合研究所資本市場研究部長
	渡辺 努	一橋大学経済研究所教授

（敬称略・五十音順）

証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について（概要）

（平成14年2月15日 金融審議会第一部会証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ）

1. 今回の改革の方向性

- (1) 対象証券を、CPから社債、国債等に拡大させる。
- (2) 単層構造から、多層構造へ発展させる。
- (3) 決済リスク削減等のための清算機関法制を整備する。

2. 新振替システムにおける投資家保護の在り方

- (1) 振替機関又は口座管理機関等が、振替口座簿に誤った記録を行い、かつ、当該誤記録に係る消却義務又は損害賠償義務を負う振替機関等がこれを果たさずに破綻した場合には、自己責任原則の考え方も踏まえつつ、一定の範囲内においてこれを修正し、何らかの形で一般投資家を対象としたセーフティー・ネットを設ける。
- (2) 保護対象となる事象は、振替口座簿の減額記録を伴う誤記録の場合又は振替口座簿の過大記録の場合とする。
- (3) 保護対象者は、一般投資家（法人を含む。）に限定する。
- (4) 既存のセーフティー・ネットとは別に、各業態に共通する新たなファンドを設ける。
- (5) 保護水準は、一人当たり損失の1,000万円程度とする。
- (6) ファンドの補償の規模に一定の上限を設ける。
- (7) 新ファンドの当面の規模については、過去の投資者保護基金の発動事例が数十億円程度であったことを参考に、これを十分カバーしうるような水準とする。
- (8) 新ファンドへの出捐については、これに参加する振替機関等が広く支払うことが適切である。

金融機関の流動性預金金利の最高限度の定めに関する答申

預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）に基づく預金等の全額保護の特例措置が終了し、流動性預金について平成 14 年度も全額保護の特例措置が講ぜられることに伴い、臨時金利調整法に基づく金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めを下記 1. のとおり変更し、下記 2. により実施することが適當と思われる。

記

1. 平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までに限り、金融機関（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この号において同じ。）の次に掲げる預金（預金保険法施行令（昭和 46 年政令第 111 号）附則第 2 条の 2 に規定する預金等を除く。）及び貯金（農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和 48 年政令第 201 号）附則第 3 条に規定する貯金等を除く。）の利率の最高限度

イ 普通預金又は普通貯金（以下「普通預金等」という。）
別表第 1 に定めるところによるものとする。

ロ 別段預金又は別段貯金（以下「別段預金等」という。）
別表第 2 に定めるところによるものとする。

別表第1

項	金融機関	利率の最高限度
1	次項から第5項までに掲げる金融機関以外の金融機関	基準定期預金等の店頭表示利率（複数の基準定期預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も低いもの。以下同じ。）。ただし、基準定期預金等の店頭表示利率から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値が変動値を上回る場合には、基準日における基準定期預金等の店頭表示利率に変動値を加算した利率。
2	基準日において、特別普通預金等を取り扱っていた金融機関 (次項に掲げる金融機関を除く。)	基準定期預金等の店頭表示利率に、基準日における特別普通預金等の店頭表示利率（複数の特別普通預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も高いもの。以下この欄において同じ。）から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値を加算した利率。 ただし、基準定期預金等の店頭表示利率から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値が変動値を上回る場合には、基準日における特別普通預金等の店頭表示利率に変動値を加算した利率。
3	基準日において、基準定期預金等の店頭表示利率を下回る店頭表示利率を適用していた普通預金等及び特別普通預金等を取り扱っていた金融機関	基準日において、基準定期預金等の店頭表示利率を下回る普通預金等については第1項の利率の最高限度の欄に規定する利率とし、特別普通預金等については前項の利率の最高限度の欄に規定する利率とする。
4	基準日において、普通預金等を取り扱っており、かつ、基準定期預金等を取り扱っていない金融機関	基準日における想定期預金等利率に変動値を加算した利率。

5	基準日において、普通預金等及び基準定期預金等を取り扱っていない金融機関	基準週に公表された定期預金平均利率に変動値を加算した利率。
---	-------------------------------------	-------------------------------

- (注) 1. 基準定期預金等とは、当該金融機関の最も小口の預入期間が1年の固定自由金利定期預金及び定期貯金をいう。
2. 基準日とは、平成14年2月25日をいう。ただし、同日より後に新たに営業を開始する金融機関については、最初の営業日を基準日とし、同日より後に金融機関に係る合併、分割又は営業若しくは事業の譲渡（以下「合併等」という。）が行われた場合における合併後存続する金融機関、合併により設立される金融機関、分割により営業若しくは事業を承継する金融機関又は営業若しくは事業を譲り受ける金融機関については、合併等を行う日を基準日とする。
3. 変動値とは、基準週以降に公表された直近の定期預金平均利率（公表日の翌日から起算して6日（公表日が平成14年12月第4週における場合は10日）を経過したもののうち直近のもの）から基準週に公表された定期預金平均利率を控除した値（当該値がない場合又は負の場合には零とみなす。）
4. 基準週とは、基準日を含む週をいう。
5. 定期預金平均利率とは、日本銀行がインターネットを利用して公表する預入金額が300万円未満であって、預入期間が1年の定期預金の1週間平均年利率をいう。
6. 特別普通預金等とは、基準日において、当該金融機関の基準定期預金等の店頭表示利率を超える店頭表示利率（店頭表示利率に上乗せ利率を加算するもの（当該上乗せ利率を加算する取扱期間の定めがないものに限る。）として広く一般に取り扱っている普通預金等に適用している店頭表示利率に上乗せ利率を加算した利率を含む。）を適用している普通預金等をいう。
7. 想定期預金等利率とは、当該金融機関の普通預金等の店頭表示利率（複数の普通預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も高いもの）に、基準週に公表された定期預金平均利率から基準週に日本銀行がインターネットを利用して公表した普通預金の1週間平均年利率を控除した値を加算した利率をいう。

別表第2

項	別段預金等	利率の最高限度
1	次項に掲げる別段預金等以外の別段預金等	当該金融機関の普通預金等に適用される利率の最高限度。ただし、別表第1第3項に掲げる金融機関については、別表第1第1項の利率の最高限度の欄に規定する利率とする。
2	平成14年2月25日において締結している別段預金等に係る契約であって、契約上現に利率が定められている別段預金等（金融機関が利率を任意に変更し得るものを除く。）	当該契約において定める利率。

2. 実 施 日

平成14年4月1日

以 上

資料 7-1-5

「金融の基本問題に関するスタディグループ」によるシンポジウム参加者

齊藤 誠 一橋大学経済学部教授 (SG 座長)
柳川範之 東京大学経済学部助教授 (SG 座長代理)
嶋山昌一 高岡短期大学長 (金融審議会金融分科会長)
池尾和人 慶應義塾大学経済学部教授
岩原紳作 東京大学法学部教授
臼杵政治 ニッセイ基礎研究所上席主任研究員
岡崎哲二 東京大学経済学部教授
翁 百合 日本総合研究所主席研究員
小田信之 日本銀行金融研究所研究第一課調査役
川本裕子 マッキンゼーシニアエクスパート
神田秀樹 東京大学法学部教授
永田貴洋 金融庁金融研究研修センター研究官
深尾光洋 慶應義塾大学商学部教授
藤田友敬 東京大学法学部助教授
藤原賢哉 神戸大学経営学部助教授
淵田康之 野村総合研究所資本市場研究部長
渡辺 努 一橋大学経済研究所助教授

原口恒和 金融庁総務企画局長
佐藤隆文 金融庁総務企画局審議官
三國谷勝範 金融庁総務企画局審議官
有吉 章 金融庁総務企画局企画課長
大藤俊行 金融庁総務企画局信用課長
大森泰人 金融庁総務企画局企画課調査室長
上田衛門 金融庁金融研究研修センター研究開発室長

プログラム

9:30～ 開会、挨拶

9:40～ セッションⅠ：「金融市場におけるリスク配分と資源配分」

(議長：蟻山昌一金融分科会長)

『リスク移転機能からみた日本の金融システム』 齊藤 誠座長

コメンテーター：翁 百合委員

『金融システムと銀行』 池尾和人委員、永田貴洋研究官

コメンテーター：臼杵政治委員

11:30～ セッションⅡ：「規制の枠組みとインフラ整備」

(議長：神田秀樹委員)

『金融取引の決済の安定と法制度—清算機関を通じた決済と倒産法』

藤田友敬委員

コメンテーター：岩原紳作委員

12:20～ 休憩（昼食）

13:00～ セッションⅡ（続）

『新しい金融制度・金融規制のあり方』 柳川範之座長代理

コメンテーター：小田信之委員

『インデックス型投資信託と金融市場の効率性』 藤原賢哉委員

コメンテーター：淵田康之委員

14:40～ 休憩

15:00～ セッションⅢ：「銀行の産業組織と産業・競争政策」

(議長：齊藤 誠座長)

『銀行業における企業淘汰と経営の効率性：歴史的パースペクティブ』

岡崎哲二委員

コメンテーター：川本裕子委員

『銀行統合と企業向け融資』 渡辺 努委員

コメンテーター：深尾光洋委員

16:40～ 全体総括

17:00～ 挨拶、閉会